

エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額に関する明細書

| | | | | | |
|-------------|-------------|--------|--------|-----|-----|
| 連 事 年 | 結 業 度 | ・ ・ | ・ ・ | 法人名 | () |
|-------------|-------------|--------|--------|-----|-----|

別表六の二(五)付表

平十九・四・一以後終了連結事業年度分

| | | | | | | | |
|--------------------|--|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 措法第68条の10第1項各号の該当号 | | 1 | 第 号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 | 第 号 |
| 事 業 種 目 | | 2 | | | | | |
| 資 産 区 分 | 種 類 | 3 | | | | | |
| | 構造、設備の種類又は区分 | 4 | | | | | |
| | 細 目 | 5 | | | | | |
| | 取 得 年 月 日 | 6 | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . |
| | 事業の用に供した年月日 | 7 | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . | 平 . . . |
| 取 得 価 額 | 取得価額又は製作価額 | 8 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額 | 9 | | | | | |
| | 差引改定取得価額 $((8)-(9))$ 又は $((8)-(9)) \times \frac{50}{100}$ | 10 | | | | | |
| 機 械 設 備 等 の 概 要 | | | | | | | |

別表六の二（五） 附表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の10第2項（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は、各連結法人ごとに別葉で作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「措法第68条の10第1項各号の該当号1」の空欄には、エネルギー需給構造改革推進設備等が措置法第68条の10第1項各号のいずれに該当するかを記載します。

3 「事業種目2」には、その連結法人が営む事業種目を記載します。

4 「種類3」、「構造、設備の種類又は区分4」及び「細目5」には、そのエネルギー需給構造改革推進設備等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類、構造、設備の種類、細目等を記載します。

5 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」の欄は、法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定

により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限り。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

6 「差引改定取得価額10」は、次の場合に応じ次により記載します。

(1) 取得等をした資産が措置法第68条の10第1項第1号ハ又は第3号に該当する場合

$$\left((8) - (9) \right) \times \frac{50}{100} \text{ 相当額}$$

(2) (1)以外の場合

$$(8) - (9) \text{ 相当額}$$

7 「機械設備等の概要」には、連結法人が措置法第68条の10第2項に掲げる中小連結法人に該当すること及びその機械設備等が、同条第1項各号に掲げる機械設備等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する附表」の所要欄を記載し添付することとしてください。